一四三七―保安林の指定をする件　七　八
一四四一　肥料の登録の有効期間を更新した件　七　八
一四四二　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　七　151　一四
一四四三　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　八　六
一四四四　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　八　六
一四四五　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　八　六
一四四六　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件　八　六
一四四七　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　八　六
一四四八　肥料の登録の有効期間を更新した件　八　152　一　三
一四四九　保安林の指定をする件　一一　三
一四五〇―保安林の指定施業要件を変更する件　一一　三
一四五七　肥料の登録の有効期間を更新した件　一一　三
一四五八　〃　一一　四
一四五九　肥料を登録した件　一二　五
一四六〇　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件　一三　四
一四六一―種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　一三　四
一四六八　保安林の指定施業要件を変更する件　一三　七
一四六九―保安林の指定施業要件を変更する件　一三　七
一四七四　肥料の登録の有効期間を更新した件　一三　155　一
一四七五　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　一四　三
一四七六　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　一四　三
一四七七　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件　一四　三
一四七八―保安林の指定をする件　一四　四
一四八〇　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　四
一四八一―保安林の指定施業要件を変更する件　一四　四
一四八九　肥料の登録を失効した件　一四　156　一〇
一四九〇　肥料の登録の有効期間を更新した件　一四　156　一五
一四九一　〃　一五　二
一四九二　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件　一九　四
一四九三　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二〇　二
一四九四　肥料の登録の有効期間を更新した件　二〇　二
一四九五　うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定める件　二一　五
一四九六　外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件　二一　161　一三
一四九七　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件の一部を改正する件　二二　六
一四九八―保安林の指定をする件　二六　六
一四九九　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　二七　三
一五〇〇　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二七　三
一五〇一　出願公表後に名称変更がなされた件　二七　四
一五〇二　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二七　四
一五〇三　肥料を登録した件　二八　五
一五〇四　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件　二八　七
一五〇五　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　一　九
一八六　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカナダの紋章を指定した件　一　147　四二
一八七　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州議会の標章を指定した件　一　147　四三
一八八　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたフランス共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件　一　147　四二
一八九　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたモルドバ共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件　一　147　四二
一九〇　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際竹藤組織の標章を指定した件　一　147　四二
一九一　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州議会の標章を指定した件　一　147　四三
一九二　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された植物の新品種の保護に関する国際同盟の標章を指定した件　一　147　四四
一九三　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州銀行監督機構の標章を指定した件　一　147　四四

○経済産業省